

○人事発令等の処理に関する通達

〔昭和 36 年 4 月 28 日〕
〔海幕総人第 2 号の 136〕

改正 昭和 61 年 2 月 12 日 海幕人第 675 号〔人事発令等の
処理に関する通達等の一部変更について（通達）
1 項による改正〕
平成 21 年 8 月 17 日 海幕補第 6464 号〔第 1 次改正〕
令和 2 年 2 月 5 日 海幕補第 163 号〔第 2 次改正〕

海上幕僚長から 各地方総監 あて

人事発令等の処理に関する通達

標記について、海上幕僚監部においては、下記のとおり実施するから、各地方総監部においてもこれに準じて処理されたい。

記

1 人事発令の伝達

- (1) 長官発令にかかる人事発令は、原則として電報により通知する。
- (2) 海上幕僚長発令にかかる人事発令は、原則として電報又は人事発令通知書により通知するとともに、1 級以下の事務官等に関するもの及び号俸に関するものを除き、海上自衛隊報（人事版）に掲載する。

2 海上自衛隊報

海上自衛隊報（人事版）には次の事項を掲載する。

- (1) 幹部自衛官、幹部候補生及び 2 級以上の事務官等に関する人事発令（長官の発令によるもの並びに採用時、昇任時、降任時等の号俸の決定及び昇給を除く。）
- (2) 個別命令のうち、海上幕僚長が特に掲載の必要を認めたもの
- (3) 他官公庁の発令による辞令等
- (4) その他人事に関する雑件
 - 表彰記事（第 1 級及び第 2 級の賞詞及び賞状の授与に関するもの）
 - 幹部海上自衛官名簿の補正事項

3 人事発令及び服務に関する個別命令の番号等

海上幕僚長発令にかかる人事発令及び服務に関する個別命令には、次の番号等を用いる。

(1) 人事発令

海上自衛隊人事発令第○号
(略語 海人発第○号)

(2) 個別命令

ア 次号以外のもの

海上自衛隊個別命令第○号
(略語 海個命第○号)

イ 海上幕僚監部内のみに関係あるもの

海上幕僚監部個別命令第○号
(略語 海幕個命第○号)